



島根県報

平成18年12月15日 (金)
第 1,838 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

新たに生じた土地の確認及びこれに係る町及び字の区域の変更 (2件)	(市 町 村 課)	1
町及び字の区域の変更	(")	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障害者福祉課)	3
土地改良事業変更施行の認可	(農村整備課)	5
換地処分	(")	5
県営土地改良事業の工事の完了	(")	5
保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	6
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水産課)	7
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(")	7

公 告

平成19年島根県歯科技工士試験の実施	(医療対策課)	7
平成18年度クリーニング師試験の合格者	(薬事衛生課)	9

選管告示

漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数		9
----------------------------	--	---

告 示

島根県告示第1112号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、出雲市長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の町及び字
出雲市小伊津町字灘小路1520の1の地先から1703の3の地先までの公有水面埋立地	12,457.20 平方メートル	小伊津町字灘小路

(ただし、上記地番は、平成18年4月27日現在のものである。)

島根県告示第1113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、出雲市長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の

規定により告示する。

平成18年12月15日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の町及び字
出雲市大社町杵築北字笹子3543の地先の公有水面埋立地	1,994.63平方メートル	大社町杵築北字笹子

(ただし、上記地番は、平成18年4月27日現在のものである。)

島根県告示第1114号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、出雲市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による西光坊地区第2工区の換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成18年12月15日

島根県知事 澄田信義

1 出雲市野尻町字野尻西に編入する区域

町	字	地番
野尻町	横山	978の1から3まで、979、980の一部、980の続1、980の続2、982の1の一部、982の2、983、984の1、984の2、986の1、986の2、993の一部、1007の続1の一部、1008、1008の続1、1009、1009の続1の一部、1011、1013、1013の1、1353の1の一部、1353の12の一部
	横山本廻	985
	蜷田	992の1の一部、992の続1の一部、994の続2の一部、995の3の一部、995の5の一部、996の2の一部、996の3の一部
	蜷田頭	996の5の一部、996の6の一部
	茶木原	997、1006の続1、1357の1の一部、1359の1
	五丈堀	1012、1014の1、1014の3、1014の続1、1015の1
見々久町	宮ノ谷	2769の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成18年7月7日現在のものである。)

2 出雲市見々久町字御方に編入する区域

町	字	地番
野尻町	野尻西	995の2の一部、995の6の一部、995の10の一部
	蜷田	995の3の一部、995の4、995の5の一部
	蜷田頭	996の5の一部、996の6の一部
	茶木原	1357の1の一部
見々久町	堂目	1263の一部、1264の一部、1264の1、1264の続1、2770の一部
	堤頭	1262の3から5まで
	中山堤尻	1266の2

中山	1267の1の一部、1267の3、2771の一部
宮ノ谷	1299の4、1299の6、1299の7、2769の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部	

(ただし、上記地番は、平成18年7月7日現在のものである。)

島根県告示第1115号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

指定自立支援医療機関		自立支援医療 の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
あすか薬局	松江市天神町15番地 ウィステリア天神1 F	育成医療 更生医療	平成18年11月1日
あさひ薬局	松江市朝日町476-7	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
すみれ調剤薬局	松江市西津田十丁目17番20-2号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
フリーダム古志薬局津田店	松江市西津田3-6-9	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
フリーダム古志薬局大庭店	松江市大庭町91-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
フリーダム古志薬局湖北店	松江市岡本町1099-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
かしま調剤薬局	松江市鹿島町佐陀本郷17番地1	精神通院医療	平成18年11月1日
ジオ薬局北松江店	松江市末次町60	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
サカモト薬局	松江市中原町163	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
日本調剤松江薬局	松江市母衣町126-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
すみれ調剤薬局八雲店	松江市八雲町日吉194-14	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
どんぐり薬局	浜田市国分町1981-348	精神通院医療	平成18年11月1日
とまと薬局殿町店	浜田市殿町7-7	精神通院医療	平成18年11月1日

とまと薬局	浜田市港町243 - 7	精神通院医療	平成18年11月1日
シーズ薬局高田町店	浜田市高田町19番地1	精神通院医療	平成18年11月1日
あつた薬局	浜田市熱田町1463 - 2	育成医療 更生医療	平成18年11月1日
ポプラ薬局	出雲市平田町953番地2	精神通院医療	平成18年11月1日
プラタナス薬局	出雲市平田町953 - 9	精神通院医療	平成18年11月1日
スイング平田薬局	出雲市西平田町50番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
出雲薬局	出雲市姫原一丁目5 - 6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
いいじま薬局	出雲市大社町北荒木1233番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
堀江薬局エル店	出雲市大社町北荒木625 - 2	精神通院医療	平成18年11月1日
コタロー薬局	益田市久城町919番地2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
有限会社ベニヤ薬局東町店	益田市東町10 - 6	精神通院医療	平成18年11月1日
有限会社ベニヤ薬局	益田市本町1 - 58	精神通院医療	平成18年11月1日
グリーン調剤薬局常盤店	益田市常盤町9 - 2	精神通院医療	平成18年11月1日
漢方益田薬局	益田市あけぼの本町9 - 2	精神通院医療	平成18年11月1日
益田薬局緑ヶ丘店	益田市高津六丁目23 - 21	精神通院医療	平成18年11月1日
能美薬局	益田市高津二丁目1番23号	精神通院医療	平成18年11月1日
能美恵壽堂薬局	益田市高津5丁目30 - 17	育成医療 更生医療	平成18年11月1日
有限会社調剤薬局津田	益田市津田町1268番地10	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
タビラ薬局	大田市仁摩町仁万764 - 3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
フリーダムプラス薬局	安来市広瀬町広瀬1950 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日
清水薬局	邑智郡川本町川本525 - 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年11月1日

益田市医師会訪問看護ステーション	益田市遠田町1956番地 8	精神通院医療	平成18年11月 1 日
ひかわ生協訪問看護ステーション チューリップ	簸川郡斐川町大字直江町4883番地 1	育成医療 更生医療	平成18年11月 1 日

島根県告示第1116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
江津市土地改良区	川平地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成18年12月 6 日

島根県告示第1117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成18年12月 6 日付けで県営土地改良事業に係る稲原地区第 4 工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1118号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

事業名	完了年月日
須田地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成18年 9 月13日
須田地区用排水施設事業（県営排水対策特別事業）	平成18年 9 月13日

島根県告示第1119号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成14年 3 月15日農林水産省告示第715号
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1120号

平成18年島根県告示第977号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市弥栄町程原1173 - 1	尼子 照男	大阪府池田市空港1丁目2 - 9
浜田市弥栄町程原1203 - 1、1203 - 2、1203 - 4、1203 - 6	田野原 三生	兵庫県川西市寺畑字中尾16
浜田市弥栄町三里□360 - 1、□360 - 2、□369	稲代 勝昭	山口県光市新町10 - 1
浜田市弥栄町三里□362 - 1、□362 - 2、□363 - 1、□363 - 2、□364、□365、□366 - 1、□366 - 2、□367、□368、□410 - 1、□410 - 2、□411 - 1、□411 - 2、□412 - 1、□412 - 2、□413、□416 - 1、□416 - 2、□417、□418、□425、□426、八209、八210	永見 八重子	浜田市弥栄町大字三里□90
浜田市弥栄町三里□410 - 1、□410 - 2、□411 - 1、□411 - 2、□412 - 1、□412 - 2、□413、□416 - 1、□416 - 2、□417、□418	中国造林株式会社	鳥取県米子市上福原1593
浜田市弥栄町三里□424 - 1、□424 - 2、□425 - 2	福富 隆	浜田市新町56
浜田市弥栄町三里八169	田野原 友吉	浜田市弥栄町大字三里八169
浜田市弥栄町三里八177	勝田 清	浜田市相生町2227
浜田市弥栄町三里八207 - 2、八208	北山 覚眞	浜田市弥栄町大字三里八78 - 1
浜田市弥栄町三里八211	北山 房蔵	浜田市弥栄町大字三里
浜田市弥栄町三里八217から八220まで	嶋田 久美	浜田市長沢町332 - 3
浜田市弥栄町三里八221	北山 寿嗣	浜田市三隅町大字折居721 - 2
浜田市弥栄町門田817 - 2、821 - 1、822 - 1、822 - 2	横山 愛子	東京都中野区江古田3丁目1269
浜田市弥栄町門田823 - 2、823 - 3、825 - 1	山陽パルプ株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番地
浜田市弥栄町門田825 - 2	佐々田 悠子	浜田市朝日町107 - 2

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第1121号

次の加入区については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項の規定による同意があったと認め
たので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 (1) 特定養殖業の種類
わかめ養殖業
- (2) 加入区の名称
特養中山加入区
- (3) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまねの地区のうち出雲市大社町日御碕（通称中山西及び中山東に限る。）の区域
- 2 (1) 特定養殖業の種類
わかめ養殖業
- (2) 加入区の名称
特養加茂加入区
- (3) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまねの地区のうち隠岐の島町加茂の区域

島根県告示第1122号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成19年1月23
日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成19年1月23日以後の日である共済契約について適用
し、その共済責任期間の開始日が平成19年1月22日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分の欄の1中「及び中・小型底びき網漁業とばいかご
漁業を併せ営む漁業」を「、中・小型底びき網漁業とばいかご漁業を併せ営む漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び大
型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業」に改め、同欄の2を次のように改める。

2 削除

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分の欄の3から10までの規定中「及び2」を削る。

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定に基づき、歯科技工士試験を次のとおり実
施する。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 試験期日
 - (1) 学説試験 平成19年2月21日（水）午前9時から
 - (2) 実地試験 平成19年2月22日（木）午前9時から

2 試験場所

松江市南田町141番地9 島根県歯科技術専門学校

3 試験科目

(1) 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

(2) 実地試験

歯科技工実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成19年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成19年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

5 受験手続

(1) 願書の受付期間

平成19年1月9日（火）から1月19日（金）まで（郵送による場合は、平成19年1月19日の消印のあるものまでを有効とする。）

(2) 願書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療対策課

(3) 提出書類

ア 試験願書

イ 受験資格を証明する書類

- (ア) 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（平成19年3月に卒業する見込みの者にあつては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明書を追加提出すること。）
- (イ) 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
- (ウ) 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものの裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根県が交付する写真票にはり付け、所定の事項を記入して提出すること。）

6 試験手数料及び納入方法

試験手数料36,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書の所定の箇所にはり付けること。

7 その他

- (1) 願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 受験者は、試験当日、次のものを持参すること。

ア 受験票

イ 筆記用具

ウ その他受験票に記載のもの

- (3) 合格者については、受験番号を平成19年3月23日（金）に島根県庁前に掲示するとともに、島根県報に公告する。

- (4) 合格者には、合格証書を交付する。
- (5) 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療対策課医事・医療従事者確保グループ（電話0852 - 22 - 6700）へ問い合わせること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成18年11月20日に実施した平成18年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は次のとおりである。

平成18年12月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1、2、6、10、12

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第46号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成18年12月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区	1,443
隠岐海区	413

